

## 新規認定自動車運転代行事業者 配付資料

新たに認定を受けられた自動車運転代行業者の皆さまが、自動車運転代行業を営んでいくうえで必要なことをまとめています。

これからの事業運営に活用し、自動車運転代行業の業務を適正に営んでいただきますようお願いいたします。

**配付資料1** 自動車運転代行業の遵守事項について

**配付資料2** 自動車運転代行業の認定関係手続きについて

**配付資料3** 自動車運転代行業の書面・帳簿等について

### 【お問い合わせ】

( 認定関係手続、交通安全に関すること )

- 熊本県警察本部交通企画課企画係  
電話 096-381-0110
- 最寄りの警察署の交通課

( 利用者保護、帳簿等に関すること )

- 熊本県企画振興部交通政策・情報局 交通政策課  
電話 096-383-1111

※本資料の様式等は、熊本県警察本部ホームページ又は熊本県ホームページからダウンロードできます。

## 自動車運転代行業の遵守事項について

事業主の皆さまが自動車運転代行業を営んでいくにあたりまして、以下の事項を遵守してください。

これらの遵守事項は全て、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」等において義務付けられているものです。

### 1 認定関係手続き（法第8条、9条）

認定を受けた内容に変更が生じたり、認定証を返納する場合は、所定の変更届出等を行わなければならない。

※詳細は「配付資料2 自動車運転代行業の認定関係手続きについて」を参照。

### 2 名義貸しの禁止（法第10条）

自己の名義をもって他人に自動車運転代行業を営ませてはならない。

### 3 安全運転管理者等（法第19条第1項）

安全運転管理者等を選任しなければならない。

### 4 認定証、料金表、約款の掲示等（法第6条、第11条、13条）

約款及び料金を定めるとともに、営業所に約款、料金表、認定証を掲示しなければならない。

### 5 帳簿等の備付け（法第20条）

以下の帳簿等を営業所に備え付けなければならない。

※詳細は「配付資料3 自動車運転代行業の書面・帳簿等について」を参照。

ア 乗務記録

イ 運転代行業務従事者名簿

ウ 運転代行従事者指導実施記録簿

エ 苦情処理簿

オ 誓約書

### 6 随伴用自動車等の表示（法第16・17条）

代行運転自動車及び随伴用自動車に所定の表示をしなければならない。

※詳細は別紙「随伴用自動車の表示等」を参照。

### 7 損害賠償措置を講ずべき義務（法第12条）

顧客車（代行運転自動車）の運行により生じた利用者等の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じなければならない。

## 8 運転代行業務の従事制限(法第14条)

欠格事由(法3条第1号~第4号)に該当する者を運転代行業務(代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務)に従事させてはならない。

## 9 第二種運転免許の義務付け(道路交通法第86条第5項・第6項)

普通第二種運転免許を有しない者に、顧客車(代行運転自動車)を運転させてはならない。

## 10 代行運転役務の提供の条件の説明(法第15条)

利用者には、原則、書面交付と口頭で、次の内容を説明しなければならない。

- ア 自動車運転代行業者の氏名又は名称及び運転代行業務従事者の氏名
- イ 料金表
- ウ 料金の概算見積額
- エ 自動車運転代行業約款の概要
- オ 随伴用自動車を利用者の運送の用に供すること(タクシー類似行為)はできないこと

※ウの料金の概算見積額は、口頭のみで行うことができる。

※利用者からの了解がある場合は、口頭のみで行うことができる。

## 11 タクシー類似行為の禁止(道路運送法第4条 他)

飲食店(A)から駐車場(B)まで、随伴用自動車を用いて利用者を輸送する(いわゆるAB間輸送)など、顧客を随伴用自動車に乗車させて目的地まで搬送する行為を行ってはならない。※タクシー事業を無許可で行う違法行為となる。

## 12 利用者の利益の保護に関する指導(法第18条)

従業員に利用者の利益の保護に関する下記の事項を指導しなければならない。

- ア 料金の收受方法
- イ 自動車運転代行業約款の内容
- ウ 代行運転役務の提供の条件の説明方法
- エ 随伴用自動車の表示等に関する事項
- オ 自動車運転代行業がタクシー事業と異なること 等

## 13 報告及び立入検査(法第21条)

公安委員会及び国土交通大臣(熊本県知事)から業務に関する報告や資料の提出、立入検査等を求められた場合は、期限までに虚偽のない報告等を行なわなければならない。

※報告等に応じない場合は行政処分の対象となります。

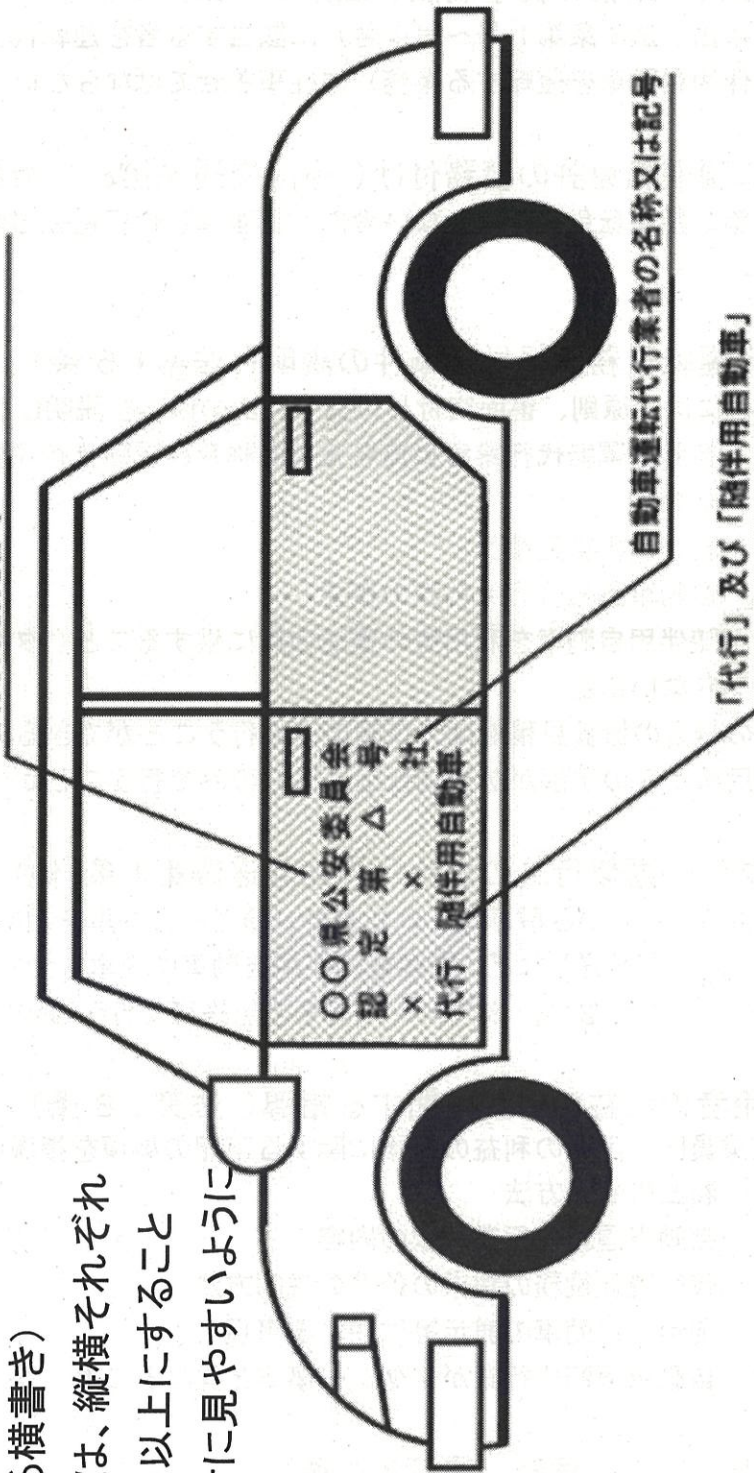
※定期的に二種免許の取得状況、稼働状況等についての調査を行いますので、期限を厳守し回答して下さい。

## 随伴用自動車の表示等

◆随伴用自動車は、車体の両側面に以下のとおり表示すること。

- ・マグネット不可  
(ペンキ等による横書き)
- ・各文字の大きさは、縦横それぞれ5センチメートル以上にする
- ・公衆及び利用者に見やすいように表示すること

認定を受けた都道府県公安委員会の  
名称及び認定番号



※表示箇所は斜線の範囲内とする。



## 自動車運転代行業の認定関係手続きについて

事業主の皆さまが自動車運転代行業を営んでいくにあたりまして、認定を受けた内容に変更が生じたり、認定証を返納する場合は、以下の手続きをお願いします。

これらの手続きは全て、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において義務付けられているものです。

### 1 変更の届出について

認定申請書に記載した事項等に変更が生じた場合は、変更があった日から 10 日以内（戸籍謄本又は抄本、登記簿謄本を添付する必要がある場合は 20 日以内）に、管轄する警察署に変更の届出をしてください。

#### 【変更の届出が必要な事項】

- 氏名又は法人の名称及び住所の変更（認定証の書換えが必要）
- 営業所の名称又は所在地の変更
- 損害賠償責任保険（共済）契約に関する変更
- 安全運転管理者及び副安全運転管理者の変更
- 随伴用自動車に関する変更（増車、減車、入替）
- 法人の役員に関する変更

#### 【提出書類等】

- 変更届出書、その他変更内容を疎明する書類（別紙参照）

※認定証の書換えが必要な場合は、認定証、書換手数料 2,100 円が必要。

### 2 認定証の返納手続きについて

認定証を返納する次の要件に該当することとなった場合は、認定証を遅滞なく主たる営業所の所在地を管轄する警察署に返納しなければなりません。

#### 【返納が必要な要件】

- 自動車運転代行業を廃止したとき
- 認定の取消しを受けたとき
- 認定証の再交付を受けたが、亡失した認定証を発見したとき
- 認定を受けた者が死亡したとき
- 認定を受けた法人が合併により消滅したとき

#### 【提出書類】

- 認定証返納理由書、認定証（認定証を亡失した場合は、てん末書）

### 3 認定証の再交付申請手続きについて

認定証を亡失、滅失した場合は、速やかに主たる営業所の所在地を管轄する警察署に再交付の申請をしなければなりません。

※認定証の再交付後に、亡失した認定証を発見した場合は、発見した認定証を必ず返納（返納手続き）してください。

#### 【提出書類等】

- 認定証再交付申請書、再交付手数料 1,700 円



## 変更内容を疎明する書類一覧

(変更届出書及び以下の書類を添付し、届出をしてください。)

### ○ 氏名又は法人の名称及び住所の変更 (認定証の書換)

変更内容	疎明に必要な書類
①氏名 (個人及び法人の代表者)	○住民票の写し(本籍地記載) (外国人の場合は、国籍等の記載のある住民票の写し)
②住所(個人)	○住民票の写し又は運転免許証の写し
③名称(法人名)	○法人登記簿謄本
④住所(法人)	○法人登記簿謄本又は定款等

※書換手数料2,100円が必要となります。

### ○ 営業所の名称又は所在地の変更

変更内容	疎明に必要な書類
①営業所の名称 (屋号の変更)	○なし
②営業所の所在地	○なし
法人の主たる営業所 の所在地	○法人登記簿謄本

### ○ 損害賠償責任保険(共済)契約に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①契約保険会社	○保険証券の写し又は付保証明書 (保険会社が発行証明したもの)
②保険期間の更新	
③補償額	

※保険会社が発行証明した書類を提出してください。

### ○ 安全運転管理者等に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①安全運転管理者等の 選任	○「住民票又は運転免許証の写し」、「個人番号カード の提示」のいずれか ○運転記録証明書(過去2年間以上の記録があるもの) ○資格認定申請書 ○陳述書(認定された者以外を選任する場合)
②安全運転管理者等の 解任	○なし
③安全運転管理者等の 氏名又は住所の変更	○なし



○ 随伴用自動車に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①随伴用自動車の増車	○保険証券の写し又は付保証明書 (増車日及び増車車両の登録番号が記載されたもの)
②随伴用自動車の減車	○なし
③随伴用自動車の入替	○保険証券の写し又は付保証明書 (入替日及び入替前・後の車両の登録番号が記載されたもの)

※保険会社が発行証明した書類の提出をお願いします。

○ 法人の役員に関する変更

変更内容	疎明に必要な書類
①役員の新規就任	○法人登記簿謄本 ○就任した役員の住民票（本籍地記載）の写し (外国人の場合は、国籍等の記載のある住民票の写し) ○就任した役員が自動車運転代行業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない者であることの誓約書及び医師の診断書 ○誓約書（外国人の場合）
②役員の再任又は退任	○法人登記簿謄本
③役員の氏名	○法人登記簿謄本 ○氏名変更した役員の住民票（本籍地記載）の写し (外国人の場合は、国籍等の記載ある住民票)

## 自動車運転代行業の書面・帳簿等について

事業主の皆さまが自動車運転代行業を営んでいくにあたりまして、以下の書面・帳簿の整備をお願いします。

これらの書面は全て、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において備え付けや掲示が義務付けられているものです。

### 配布書類

---

- 1 標準自動車運転代行業約款  
約款は利用者との基本的な契約内容を示したものです。  
営業所に掲示してください。
- 2 代行運転サービス提供内容・損害賠償措置の説明文書、料金表  
利用者には文書交付と口頭により代行運転サービス・損害賠償措置、概算料金を説明してください。  
料金表は、営業所に掲示してください。また、説明文書・料金表は、全ての随伴用自動車に備え付けてください。
- 3 乗務記録簿  
提供した代行運転サービスの内容等を記録し、営業所に保存してください（作成日から2年間は保存）。
- 4 運転代行業従事者名簿  
運転代行業務従事者全員の名簿を作成し、営業所に保存してください（従事者でなくなった日から2年間は保存）。
- 5 運転代行業務従事者指導実施記録簿  
運転代行業務従事者への研修・指導を定期的に行うとともに、その内容を記録し、営業所に保存してください（作成日から2年間は保存）。
- 6 苦情処理簿  
苦情が発生した場合は迅速かつ適切に対応するとともに、その内容を記録し、営業所に保存してください（作成日から2年間は保存）。
- 7 誓約書  
運転代行業務従事者全員から誓約書を徴取し、営業所に保存してください（従事者でなくなる迄の期間は保存）。

# 標準自動車運転代行業約款

(最終改正 平成28年4月15日国土交通省告示第674号、施行 平成28年10月1日)

## (適用範囲)

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

## (係員の指示)

第2条 利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

## (代行運転役務の提供)

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

## (代行運転役務の提供及びその継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 代行運転自動車がないとき。
- (3) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。

- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

(料金)

第5条 当社が収受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

(料金の収受)

第6条 当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。

- 2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

(利用者及び第三者に対する責任)

第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があつたことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。

- (1) 代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。
- (2) 随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

(利用者の責任)

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

事業者名

---

# 代行運転のサービス提供内容の御説明

1. 運転代行業者名（熊本県公安委員会認定番号 第\_\_\_\_\_号）

事業者名\_\_\_\_\_電話番号\_\_\_\_\_

代行車運転者名\_\_\_\_\_

2. 代行料金

\_\_\_\_\_kmまで\_\_\_\_\_円、以降\_\_\_\_\_mまでごとに\_\_\_\_\_円です。

3. 概算料金

およそ\_\_\_\_\_kmありますので、お支払い頂く料金は概算で\_\_\_\_\_円となります。

4. タクシー類似行為の禁止

私どもの自動車には、利用者を乗車させることはできません。飲食店等から駐車場までであっても、タクシー類似行為となり法律で禁止されています。

5. 運転代行業約款の概要（標準自動車運転代行業約款※最終改正 平成28年4月15日国土交通省告示第674号）

(1) 料金の收受又は払戻しに関する事項

私どもが頂きます料金は、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の規定に基づき営業所に提示するとともに、利用者に対して予め提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

この代行運転の役務の提供が終了した際に、料金の支払いを求めます。

また、料金お支払いの際、お客様からお申出のあった場合は頂きました料金の額を記載した領収書を発行いたします。

(2) 代行運転役務の提供に関する事項

私どもが経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、国土交通省で公示された約款に定めるところによりますが、この約款の定めのない事項については、法令の定めるところ、又は、一般の慣習によります。

また、この約款の趣旨及び法令に違反しない範囲で、この約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

なお、(7)の「役務の提供またはその継続を拒否する場合」を除いて、代行運転役務を提供いたします。

(3) 損害賠償に関する事項

私どもは、私どもの代行運転自動車及び随伴用自動車の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を破損したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、私ども及び私どもの運転者（代行運転役務の対象となっている自動車を運転する者をいう、以下同じ。）が、代行運転自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は私どもの運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

(4) 運転代行業務提供の責任の開始及び終期

(3)の場合において、私どもの責任は、私どもの運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

(5) 免責に関する事項

私どもは、(3)(4)によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者を受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、私ども及び私どもの運転者が代行運転役務の提供に関し、注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

また、天災その他私どもの責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(6) 利用者の責任

私どもは、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより私どもが損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

(7) 役務の提供またはその継続を拒否する場合

利用者は、私どもの運転者、その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

①当該役務の提供の申し込みが、この約款によらないとき。

②代行運転自動車がないとき。

③当該役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。

④利用者が代行運転自動車の使用について、正当な権限を有しないとき。

⑤役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき。または、代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。

⑥当該役務の提供が、道路運送法、道路交通法、その他の法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

⑦天災その他やむを得ない事由による役務の提供上の支障があるとき。

⑧利用者が、私どもの運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。

⑨利用者が、私どもの運転者その他の係員に対し、役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。

⑩泥酔等により、利用者が行き先を明瞭に告げられないとき。

⑪利用者が、付添人を伴わない重病者であるとき。

⑫利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

## 損害賠償措置の概要の御説明

### 当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容

事業者名 \_\_\_\_\_  
熊本県公安委員会  
認定番号 第 \_\_\_\_\_ 号

運転代行業務の実務中に当社の従業員が御客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、下記のとおりです。

なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車及び随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合については、全て当該損害賠償措置を講じております。

ご不明の点については当社従業員にお尋ねください。

契約保険会社名又は契約共済組合 \_\_\_\_\_

共済（保険）契約期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 から  
\_\_\_\_\_ 年 月 日 時 まで

契約の内容  
対 人 賠 償 \_\_\_\_\_  
対 物 賠 償 \_\_\_\_\_  
お客様の自動車 \_\_\_\_\_







縦 3.6 cm以上  
横 2.4 cm以上  
の写真貼付け

## 運転代行業務従事者名簿

氏	名	
住	所	
生	年 月 日	年 月 日
運転代行業務従事者 となった年月日		年 月 日
運 転 免 許	免許の種類	
	免許証の番号	
	有効年月日	年 月 日
備	考	

【保存期間：運転代行業務従事者でなくなった日から二年間】

# 運転代行業務従事者指導実施記録簿

実施年月日	年	月	日	実施場所
時	間	時	分～	時
				分
				実施者

指 導 項 目		
1. 料金收受方法 2. 自動車運転代行業約款の内容 3. 代行運転役務の提供の条件の説明方法 4. 自動車の表示等に関する事項 5. 旅客自動車運送事業との相違点及び関係道路運送法等の遵守に関する事項 6. その他		
指 導 内 容		
被 指 導 者 氏 名	被 指 導 者 氏 名	被 指 導 者 氏 名

【保存期間：作成日から2年間】

# 苦情処理簿

苦情処理 担当者氏名	
---------------	--

受付	年      月      日      時      分      受付者：
苦情申出人	氏 名 _____ 住 所 _____ 連絡先 _____
苦情の内容	苦情項目 [運転者待遇 ・ 料金 ・ 運転操作 ・ 事故 ・ その他 (      ) ] (具体的内容) _____ _____ _____ _____
苦情の原因	(具体的内容) _____ _____ _____ _____
苦情申出人に対する弁明	_____ _____ _____ _____ _____
改善内容	_____ _____ _____ _____

【保存期間：作成日から2年間】

(運転代行業務従事者用)

## 誓約書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第14条第1項各号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の所定の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 最近2年間に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の所定の規定による命令に違反する行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

